School Choice と Accountability が アメリカ教育にもたらすもの

中　村　護　光

What Do School Choice and Accountability Bring to American Education?

Morimitsu NAKAMURA

American educational reform still seems to have far to go, especially in such fundamental aspects as the existence of overdiversified local school boards and means of securing educational revenue. But until now, it seems that the responsibility for reform has been unreasonably placed on individual public schools, whose power base is too limited and localized to influence the larger educational picture. The concepts of school choice and accountability, which the U. S. is now employing for revitalization of public education may well accelerate the polarization or desertion of neighborhood schools. In the face of the declining economic power of the U. S., school choice and accountability are ideas which seem to stay in the mainstream of American educational reform. This paper will consider the validity of these concepts and their prospective application in and influence on American educational reform.

1. はじめに

1983年４月に時の教育長官 Terrel Bell のもと National Commission on Excellence in Education が *A Nation at Risk* を出版してから10年になろうとしている．合衆国の教育の質の危機的低下を指摘したこの報告書がアメリカ国民に公立学校が直面している学力，教員の資質，校内暴力，麻薬使用等の深刻な諸問題を提起してから，アメリカにおける教育改革の機運は一挙に高まりを見せた．現在に至るこの改革運動の進展を概観し，その問題点を考察してみた．

2. 地方から国のリーダーシップへ

合衆国の教育の責任主体は州政府であり，地方自治体である．これ迄に地方 school district は専ら，教員の資質の向上と生徒の学力向上の２つを柱として改革を推進してきており，前者は教員の給与引き上げによる待遇改善を図ることにより，後者は高校の卒業要件を厳しくすることにより具体化している．しかし，この改革への当初の勢いは1988年頃になると景気が低迷する中で教育改革に伴う州や地方自治体の教育支出が真に改善につながったであろう

原稿受付

かと，その効果に対する懐疑的な意見が台頭してきた．また，産業界においても十分な基礎能力を持った人材の確保が難しくなったという労働者の質的低下が問題とされ，教育の歪みが合衆国の経済的地位に影響を及ぼし，国際的優位性を保てないという危機感から州，地方のレベルを越え，連邦レベルでのリーダーシップによる教育改革を求める声が強くなった．こうした状況を背景に，1988年の大統領選挙のキャンペーンでは教育問題は候補者の主たる論点となり，この時の副大統領 George Bush は自ら the education president となることを公約した．彼は就任早々1989年9月に Virginia の Charlottesville で全国州知事による Education Summit を開催し，合衆国が今後目指す主な教育目標を確認して，このうち次の6項を1990年1月に一般教書の中で発表した．すなわち2000年までに (1)すべての児童が就学時に学習へのレディネスが整っていること．(2)高校生の卒業率を少なくとも90%にすること．(3)4，8，及び12学年生は英語，数学，理科，歴史，地理を含む主要な教科において十分な学力を発揮し進級できる状態にあること．(4)理科，数学の能力において合衆国の生徒は世界一であること．(5)成人は読み，書く能力を有し，世界経済における競争に必要な知識と技術を備えていること，また同時に市民としての権利と責任を行使できること．(6)学校は麻薬，暴力がなく，学習に相応しい規律のとれた環境を提供することである．

この目標は吟味，検討，補強され，1990年2月の全米知事会議では，この6項目のゴールに向かって各州が改革を押し進めていくことが確認された．これらのゴールを実現するために大統領は総合教育改革法案 The America 2000 Excellence in Education Act を1991年4月に発表し，5月に上院に提案した．これは，これまでの州，地方当局が実施してきた教育改革が too slow, too timid であったことに触れ，連邦政府の積極的なリーダーシップを明確に打ち出したものであり，これまでの地方分権を土台としたアメリカ教育行政の姿勢を転換する画期的な出来事であった．

この法案を構成する主なプログラムは次の通りである．

a. The New American Schools Program

各 congressional district 内に America 2000 Communities を指定し，そこに “break-the-mold” school を設置する．これらの学校には個々の地域社会の必要・特性に見合い，教育内容において best で，かつ最新の技術設備が駆使されるようにする補助制度を設ける．

b. The Merit Schools Program

6項目の goals の達成に顕著で成果のあった学校を奨励する褒賞的補助プログラムであり，特に主要教科における4，8，12学年の学習到達度合いを考慮し，学校間の学力向上競争の刺激剤となることをねらった．

c. Teacher Training and Teacher Certification

教員の研修，代替教員や校長免許の開発に関する3つのプログラムが骨子となっている．

c-1. Governor’s Academies for Teachers

各州に academy を設立し，教員の自己啓発，core academic subjects の教育技術を提供する．

c-2. Governor’s Academies for School Leaders

各州に校長及びその候補者並びに school leaders に学校管理，学校改革戦略，教育管理上必要な技術を提供する academy を設立する．

c-3. The Alternative Certification of Teachers and Principals Program

人材バンクを設け，その推進拡充を図る州を援助する．この人材バンクを通し，教員，校長を雇用していこうとするものである．又これに伴う柔軟な免許システムの開発を実施する．この免許システムでは，教科目に関して，教育以外の分野で才能やリーダーシップを発揮した人材の登用も可能となる．

d. Educational Reform Through Flexibility and Accountability

州の実施する生徒の学力向上の projects を積極的に認め，この目標達成のための連邦政府，州，及び地方当局の予算の使途に柔軟性をもたせる．

e. State Grant Program

州レベルで教育改革がより活発化するよう現行の同プログラムを改正し，州への補助金の使途の対象に parental choice（親の学校選択権）の開発・支援を加えることを認めるものである．

f. Educational Choice

地域の教育改善の最も重要な柱となる項目であり，この法案では，様々な実験方法の開発を奨励し，その必要性を強調している．

f-1. 現行 Chapter 1の適用の拡大

Compensatory Education Program（補償教育プログラム）を改正し，親や子弟の自由な学校選択権を州が援助するものである．改正されると，Chapter 1の対象児童については，local school system は管轄下の児童が公立，私立を問わず希望する学校への通学が可能となるよう取り計らう義務を負うことになる．

f-2. Assistance for Parental Choice

様々な公立，私立の educational programs に対する parental choice を可能にしたり又はその奨励事業を実施している地方教育当局に対する財政援助を行っていく．

f-3. Educational Choice Programs of National Significance

Educational choice の拡充の先導的施策や事業の開発を推進し，奨励する．

g. National Assessment of Educational Progress

国家的教育目標に向けて学力実態を把握するため，1994年を開始年として，英語，数学，理科，歴史，地理の教科目に関して，4，8，12学年生対象のデータ収集の権限を州に与える．

h. National Commission on Time, Study, Learning and Teaching

子ども達の学習実態を調査し，指導方法の在り方を研究するため National Commission on Time, Study, Learning and Teaching を設ける．

i. Regional Literacy Resource Centers（地域識字能力開発センター）

2000年までに合衆国のすべての成人が読み書きできる National Goals のため Regional Literacy Resource Centers を設立する．

この法案の趣旨は Reagan 政権以来提唱されてきている school choice（公立学校選択制）の積極的推進であり，すでに choice program を実施している school district への補助金，新規計画の奨励，現在 disadvantaged students のための学区外通学を認めた Chapter 1 (of Education Consolidation and Improvement Act : 1981) の適用拡大をその主な柱として

いる．School choice の考えは一般的には親に公，私立を問わずに子弟を通わせる学校の自由な選択権を与えようというものであり，親の関心を高め，子どもの教育に一層関わりをもたせることにより，学力の到達度を高めようとするものである．つまり，初等中等教育の段階から競争原理を導入し，それにより学力の水準を引き上げ，個々の学校の質の向上を図り，加えて教員や学校管理者に自由な創造性を持たせることにより，その結果に対する責任と自覚を持たせることが狙いである．これは，1960年代以来の more money, less parental control の流れとは逆行するものであり，そこにはこれまでの教育政策の失敗を暗黙に認める一方で，公教育に市場原理を大胆に，かつ積極的に取り入れて活力を与え，学力問題に対処していこうとする姿勢が貫かれている．

3. School Choice と Accountability（公立学校自己責任制度）

教育の自由化，marketing 化と呼ぶべき school choice は accountability とあいまって，Bush 政権での合衆国の今後の教育改革推進の両輪となると考えられる．これまでの具体的な進展を検証してみることとする．

(1) School choice の現状

a. 連邦政府の動き

今までのところ連邦政府のリーダーシップによる特定の program の実施はないが，以下の法を根拠に公教育での実質的 school choice が可能となり，進行している．

a-1. Elementary and Secondary Education Act, Title III

公立学校の選択においては，人種差別撤廃の過渡期の学区における特例措置として the Magnet Schools Assistance Program が認められているが，本法はこれを促進するための計画立案，教材の用意，教員の補充等に必要な予算措置を認めている．認可される学区は連邦や州の裁判所，又は当局の指導・命令下で差別撤廃を実施中であること，the Civil Rights Act of 1964 の Title VI の要求に見合うものと教育長官が認めた差別撤廃計画を自発的に実施中であることの条件が付いている．

a-2. Elementary and Secondary Education Act, Title VI

本条項は Alternative Curriculum Schools の名称で，地方の教育当局（local educational agencies: LEAs）に対し，school choice programs の開発，実施のための補助金を認めている．

a-3. Fund for the Improvement and Reform of Schools and Teaching（FIRST）

補助金の対象項目に open enrollment among schools を含み広範囲な学校改善実施計画に対する教育長官の自由裁量を認めている．

b. State and Local Agencies の動向

この段階でも最も広範に実施されている方法は magnet school program である．本来，magnet school は全学区的規模での様々に異なった民族・人種集団の生徒の融合をねらった特別なタイプの alternative（代替）school である．1970年代に，school systems は連邦や，州裁判所等の指導により，人種差別撤廃計画の中に magnet school を加えた．学校の選択権を満足させることから，既存の school system に不満を持つ市民の支持を得て，1980年代初期迄には140の urban school districts におよそ1,200の magnet schools が誕生している．

このprogramは特色ある教育内容を編成し，積極的に民族，人種的に異なる学生を地区を限定せず引きつけ，人種差別のない生徒構成を達成しようとする人種差別撤廃の手段の一つである．定型はなく，Montessori magnetのような教育哲学上のアプローチに基づくもの，カリキュラムに焦点をあてたもの（math and science magnets)，地理的な理由による（magnets located near parents' places of employment）などがある．しかし，実際はそうしたねらいから逸れて，busing等に見られるdesegregationを嫌らったり，公立学校からの白人家庭の逃避に歯止めをかけるbypassとしての色彩を帯びるケースが出てきた．

このmagnet approachによる特別なschool choiceは1980年代を通して，学区によってはcontrolled choiceと呼ばれる形へ転換していった．これは，公立学校の選択を望む人々により支持され，人種と言う言葉の枠を外し，すべての生徒に確実な学力達成を目標として掲げている．このcontrolled choiceに共通する特徴は，個々の学区の通学境界線は取り除かれている．適当な民族・人種の比率が達成されるようコントロールされている．親と子弟は希望順に学校を並べschool systemへ提出し，彼等はその決定過程と結果について情報を提供されること等である．このタイプのschool choiceの例は州のprogramではMinnesota州に，地方のprogramではMassachusetts州のCambridgeに見ることができる．

Minnesota州では，1987-88年のschool yearに部分的開始，1990-91年度には全面実施で，州の全ての初等中等学校の生徒は同一学年段階の教育を施す州内のいずれの公立学校への通学も可能となった．このComprehensive School District Enrollment Options Programは当初，参加希望のLEAのみを対象としたが，現在では千名以上の生徒を抱えるすべてのLEAを包括している．この全州的なopen enrollmentの唯一の制限は裁判所の命令でdesegregationを実施している学区において，人種的不均衡を増大させる学区への移動をする場合のみ，子弟の入学が拒否される可能性を残している点である．ここでは，自己の居住地のLEA内での移動に要する交通費は支給されるが，当該LEA以外の学校への交通費は自己負担となっている．Minnesotaでは，公立，私立学校の教育費がstate income tax deductionによっていることは，このchoice実施をいち早く可能にした大きな要素であると考えられる．

また，Cambridgeでは，これまで20年間にわたり，人種差別撤廃を求め，学校閉鎖，通学ゾーンの再編成，paring, magnet schoolsなどのプログラムを採用してきたが，1981年に，controlled choice effortsを開始し，desegregationの高い水準の維持と白人の住居移動による逃避を防ぐ効果を生んでいると報告されている．このcontrolled choiceにおいては，学区の初等中等学校は学区全体から生徒を集めることができる．児童・生徒の親は，子弟を通わせたい学校を志望順に4校選択できるが，学校の施設・設備等の物理的余裕，人種的バランスが考慮される．同一校への応募が多数の場合は抽選により振り分けが行われるが4校のいずれにも振り分けが不可能の場合は所定の学校へ割り振られることになっている．1982年から86年では，school systemの新入生の73％が第一志望へ，18％が第二，三志望へ，9％が所定の学校へ振り分けられている．1985年においてCambridgeの全生徒の58％が所定の学校以外の学校に登録されている．

このschool choiceについては，30州の各地において，何らかの形で実施されていることが1991.4.22付の*Newsweek*で紹介されているが，ここでは，Milwaukeeがこの学区外通学

に交通費を支給する vouchers（クーポン制）を導入しており，この種の試みでは最初のことであるので注目される．また，Wisconsin ではおよそ$2,500の授業料を private schools への通学希望の public school の生徒1,000名分に予算化し，9月には341名の生徒が7つの private schools に入学の予定であることを報じている．またこの一方で，同年の1月28日付の *Time* には，これまでの school district を支えてきた理念を覆すような記事が報道されており見逃せない．Oklahoma City Board of Education vs. Dowell に関する連邦最高裁判所の判決結果である．Busing の実施の限界について言及され，school systems は，the desegregation order に誠実に順じ，過去の差別の痕跡を留めることのない現状であれば，法的に義務付けられた federal busing order を免れることができるとした点である．Oklahoma City の busing 計画は，1972年に始まったが，City Board は幼稚園から4年生までは neighborhood schools がよいとの判断から1985年に busing の制度を廃止した．この結果，単一の人種で生徒が構成される学校がいくつかの neighborhood schools に再出現し，都市部の64校のうち，11校までが，生徒の90%以上が black students であると報じられている．市はこの人種構成のアンバランスは故意の分離でなく，経済や住宅事情による人口動態の結果であるとしているが，busing を desegregation の基本政策として定着させてきた現行 school system に与える影響は重大であり，これまでの desegregation 政策の崩壊の兆しを強く予見させるものである．

(2) Accountability の現状

合衆国において，学力実態調査 The National Assessment of Educational Progress（NAEP）が the U. S. Department of Education's Office of Educational Research and Improvement からの助成により行われている．1960年代半ばから9，13，17才及び young adults の知識・技能，態度を測る手段として実施されてきた．1991年6月17日付の *Newsweek* はこの一環としての，前年の公私立学校の126,000名（4，8，12学年の生徒）を対象に実施し，37州と the Virgin Islands, Guam, the District of Columbia が参加した最初の全国的規模の state-by-state study of math achievement の結果を A Dismal Report Card の headline で報じている．特に8学年生の場合は州による得点の内訳が公表され注目されたが，得点上位の州でも，その標準学力レベルを越えたものは僅かで，7学年のレベルすら通過した者は14%にすぎないと書いている．教育長官 Lamar Alexander は a math emergency in the nation's schools を宣言し"This is an alarm bell that should ring all night." と述べている．しかし，この警鐘は1983年の *A Nation at Risk* 以来ずっとアメリカの教育界のみならず，社会全体に向け鳴らし続けられてきたはずのものであるが，十分な実質的対策をいまだ講ずるまでに至っていない実態をはからずも露呈することとなった．

ところで，この学力低下の問題を国民に突きつけた *A Nation at Risk* は，多数の州を動かし，学力実態調査の結果に対して，その報告に止まらず，その公表と，関係者にその責任を明確にさせ，改善を迫る accountability の実施へと向わせた．Illinois 州も例外でなかった．Illinois State Board of Education は1985年に教育改革を推進するため，The Education Reform Act を制定した．これは School Accountability Law ともいわれ，この中心となるプログラムは state-required tests である．Illinois State Board of Education はどの公立学校においても3，6，8，11学年生を対象に州全体にわたる必須のテストを開発し，対

表1

	3学年	6学年	8学年
Reading	249	253	254
Mathematics	255	253	255
Language Arts	275	274	270

象学年の全生徒にその受験を求めた．実施方法としては，7年間にわたり，段階的に導入することとしている．またすべてのIllinoisの公立学校に毎年，そのテストの得点，生徒の移動，及び財政状況の統計情報も公表するよう求めている．これまでのところ，テストはreading, mathematics, 及びlanguage artsについて実施されている．また，1992年の春に理科，93年には社会科のテストが，94年にはfine arts, 95年にはhealth and physical development and health educationが加わり，Illinois State Board of Educationはこれらの教科領域のテストを開発中である．(小学校の児童に対しては，reading testが1988年に，数学は89年，language artsが90年に導入され，11学年生ではreading testが90年，数学が91年に実施されている．) また，92-93年度には，the Illinois Assessment Programのそれ以前に実施してきた試験の過去の成績との比較，出席率，卒業率，中退率との比較基準指数を設定し，その方法に関するrulesの開発を求めている．

この学力テストであるが，得点は各科目500点満点で初年度をbase yearとし，その平均を250点として設定している．以後の州平均は生徒の初年度と比較した指数で公表される．1991年の州平均は表1の通りであった．

この得点は公表され，到達度の低い学校はacademic watch listに載り，州への改善計画の提出が義務付けられている．2年後に改善の成果が見られない場合は，学校は再度計画書の提出を求められる．その際，州の援助と，指導を受けるが，更に次の2年後も改善成果のない場合は，州の教育長官はlocal school boardのメンバーを解任し，新しい委員を指名できることになっている．また，学校の閉鎖，学生の再配置等の厳しい措置も含まれている．この法がフルに効力を発揮するのは，学校が7科目すべてにわたってデータが整う21世紀に入ってからのことになるが，この評価が一旦完成するとthe academic watch listは今後，学校毎の業績報告書の性格を持つこととなり，市民の一層厳しい批判の目にさらされることとなろう．また，このacademic watch listは1987年から実施されているfinancial watch listと併用されることになる．このfinancial watch listは州法がState Board of Educationに財政難に直面しているschool districtへの初期警告としてこのlistの公表を求めているものであって，1991年2月にはIllinoisの944のschool districtsのうち113がこのlistに載った．少なくとも過去2年間に財政難を含めて，厳しい財政事情に陥ったdistrictsは，その問題の対処方法に関する計画書の提出を求められるが，それと同時に，listの公表はその事態の深刻さを地域住民に自覚させ，地域社会と協力して解決に向けて何らかのactionをおこさせる狙いがある．改善の兆候のないdistrictsに対しては，学校のキャンパスの閉鎖，建物の使用制限，シフト制の授業の実施，体育行事を含むすべての特別活動の禁止等の厳しい措置がとられることになっている．

4. 広がりゆく格差

Accountabilityの公表から合衆国の教育の現実をより具体的に引き出すため，91年11月15日付の*Chicago Tribune*からその一例を拾って見ることとする．

高校レベルの11学年生を対象とした初めての全州あげての数学のテストの結果は当然住民の大きな関心を呼ぶこととなり，紙面はDickensの*A Tale of Two Cities*ならぬTale of 2 Schoolsのheadlineでthe best schoolとthe poorest schoolを対照させ紹介している．このテストでは満点は500点であり，州の平均は250点に設定されている．Cook, Du Page, Kane, Lake, Will, McHenryの6つのcountiesを含むthe Chicago areaの199のpublic high schoolsの中で最高点は337，最低点は108点であった．栄誉に輝いたのはNorthbrookのGlenbrook North High schoolであり，卒業生数420名のうち412名が大学進学の典型的な都市郊外の進学校である．一方，bottom 1となったGregier Vocational High SchoolはChicagoのWest Sideにあり，1990年-91年度に15人の生徒が撃たれ，3名が死亡する危険な生活環境を抱えたinner-city schoolの典型である．Readingの成績についても同様の結果を示し，Glenbrook Northは311点でbest 4, Cregierは139点で，この分野でもbottom 1に位置している．こうした得点差の背景には家庭生活の質の歴然とした差があり，アメリカの社会と教育の深刻な相関関係を表している．アメリカでの公教育は専らproperty taxからの歳入であるが，communityの教育への支持と，経済的基盤の強さがトップのGlenbrook Northを支えている．

Northbrook地区の住民の多くは企業役員であり，この豊かな家庭の子弟に対する年間一人当たりの教育費は$10,000を越える．カリキュラムは英語，数学，理科，社会の全分野を網羅した伝統的な教科目が中心で，生徒の希望に応じたinnovativeな科目が結びついている．例えばthe Academy for International Studiesは外国語，英語，社会を組み合わせて，将来外交，国際法，国際経済を専攻したい学生に用意されている．同時にこのprogramに対する教育方法も工夫されており，4人の教員が同一生徒集団を連続して4時間受持ち，通常のclass periodを外した相互乗り入れ指導も行われている．

一方Cregierはinner-city areaに位置し，生徒の多くは公共住宅地区の住人であり，生活保護家庭の子弟である．日常の生活はhomelessness, drugs, gangs, robberies, murders, rapsに囲まれた環境の中で，学校の目標はひたすら卒業率を高め，彼らの進路を保証してやることである．しかし，就学段階での死亡，犯罪，出産等の要因がmultiplicity of negativismを作りだし，現状の卒業率は15.1%である（Glenbrook Northでは98.4%）．カリキュラムについては，vocational schoolとして，基礎的なacademic coursesに加えて，commercial art, graphic art, carpentry, electronics, auto shop, computer-aided draftingのような様々な職業科目が用意されているが，伝統的なアカデミックな科目は殆ど見られない．

この2校に限らず，全州的テストにおける高得点と高い教育支出はシカゴのthe north suburbsに，低得点と低い支出はthe south suburbsにと差が明確に浮き彫りにされている．州法により義務付けられたthe annual school reportによると，Chicago Metropolitan Areaではこの不均衡は年々拡大しており，年間の生徒一人当たりの支出がGlenbrook Northを含め$10,000を越える高校が13校もシカゴ郊外には出現している．この額は1989-90年度のものであるが，州全体では最も高額の出費はcentral IllinoisのSeneca High Schoolの$14,316で，property taxと地元にある原子力発電所からの歳入で賄われている．また，最低はSenecaの西35マイルにあるDalzell Grade Schoolの$2,253と大きな差が見ら

れる．こうした事情は教員の給与に直接反映され，larger property tax base により高い給与が支払える学区とそうでない学区の差が必然的に生まれてくる．勿論，こうしたギャップを埋めようとする強い要求はある．court order により，public schools の教育費の現行の property tax を主とした歳入方法を変えさせようとの訴訟も起きている．州議会に働きかけ，school districts をまとめて，州の所得税を3％から4％へと引き上げ，このギャップを埋める資金を捻出し，州の public schools への教育費の配分方法を工夫しようとするものである．こうした動きについて，1991年7月1日付 *Newsweek* には裁判所による Texas, New Jersey 等の州にたいして，rich と poor areas の教育費を均等化するための大胆な増税措置が命ぜられたことが報道されている．

しかし，教育改革が必ずしも社会の理解と協力を得て常に優先課題にはなりえていない所もある．なるほど，1980年代後半から，1990年まで教育が貧困を減らし，経済競争力を強化させる答えとして教育改革運動は広く市民に支持されてきたが，1991年に入り，景気後退による歳入減，経済の低迷はこの流れを大きく変えてしまった．学校教育予算削減の動きである．行政における教育サービスの低下，中止に加え，住民感情にも negative な側面が出てきている．house-owners の中には他人の子弟のためにこれ以上の増税を渋る動きや，neighborhood schools の学力レベルには無関心層の増加も見られ，また，1980年代の予算増による教育改革が確かな改善効果を見せないことから，その使途内容への疑問も持ち上がっている．1991年4月15日付の *Time* はこのあたりの事情をレポートし，Georgia の Gwinnett Country の住民の教育費の使途への不信からの school bond（学校債）の発行阻止の動き，景気後退の中で，防戦一方の教育界では special-needs students のための program まで見直しを迫られている学区，教員の解雇はおろか，Chelsea のように公立学校の管理を the School of Education at Boston University に委託した教育委員会の例等が紹介されている．Poor communities はますます poor であり，豊かな communities からの資金の移動による州内の学校教育費の平等化を求める人々は裁判所を拠り所として，その判断を注目し，望みをつないでいる．

5. School Choice と Accountability が教育にもたらすもの

School district 間の差を黙認しながら，学校選択の自由を保証し，一方で学校に自由な創造による自助努力を促し，学校間の競争を通して学力向上を狙う school choice，同時にその結果に対する責任を求める accountability はアメリカ教育界及び社会にどのような影響を及ぼしていくのであろうか．優れた学校が best students や教員を吸収し，ますますその社会的評価を高めていくのに比して，経済基盤の貧弱な学校は更に後方に置き去りにされ，アメリカが誇りとしてきた教育の機会均等が根本から崩れていくことにはならないであろうか．Neighborhood school が強化され，親を引きつけるより，むしろ敬遠させる方向に動くことはないだろうか．School choice に付随して導入が検討されている vouchers 制度は neighborhood schools を見捨てる動向に拍車をかけはしないだろうか．国際社会でのアメリカの威信にかけて，school choice が教育の活性化を促進し，質の向上に資することが期待されているとすれば，地域の neighborhood schools が荒廃する恐れはその影の部分である．州や local districts にその裁量で出来るだけ自由に教育計画を作らせ neighborhood

schoolsの育成を主張する議会は，これまでの連邦政府の教育計画のうち，Chapter 1や Head Startの効果を認めながらも，The Neighborhood schools Improvement Actを逆提案して，現行のthe Elementary and Secondary Education Actを改正し，Title VIIIを新設して，州への正式な交付金を求めながらBush大統領のAmerica 2000に対抗している．

1959年Harvard大学学長James B. Conantの報告書*The American High School Today*でwhose programs correspond to the educational needs of all youth in the communityと称賛されたアメリカのcomprehensive high schoolsも実態はその後の社会変化により大きく変貌しているのも事実である．特に移民の流入，school desegregationにより，生徒の構成は大きく変わっており，雑誌*Current*の中でVirginia州Alexandriaのhigh schoolの英語教師Patrick Welshは同校が現在42%がblack, 37%がwhite, 21%がforeign-bornであり，一見integration（人種融和）の理想であるかのように見えるが，honors and advanced placement coursesは白人の中流家庭の子弟で占められており，一方remedial and vocational coursesは殆ど低所得家庭のblacksや，移り住んできたばかりの外国生まれの生徒ばかりであることを指摘している．こうした現象を人種分離の名残ととらえる見方もあるが，白人の多くはneighborhood schoolの学力の低下を防ぎ，白人の同学区からの逃避を防ぐ手段として評価している．いずれにしても，このような現象はprivate-school-within-a-public-schoolとよばれ，上位生を他の平均的な及び下位の生徒から分離するsystemを作ってやはり差を生み出しているのも事実であるが，あくまでも現行system内のことであって，school choiceとははっきりと一線を画する．

American public schoolsはgreat equalizersであった．学校はすべての人々に平等な機会を提供し，児童・生徒がいかなる家庭環境や経済的不利な状態におかれても，平等なplaying fieldを作りだす機関であった．中退者についても，確かに，1980年のsophmore classにおいては17%も高校をdropoutしているが，1984年には5.2%が高校卒業資格を得るため高校に戻ったり，同等の卒業資格を取得している．1986年には更に，2.8%が同様の結果を辿っており，17%の中退者中，結果的には8.1%が高校を終了したと計算され，1980年の卒業率は実質1986年において90%を越えると報告されている．アメリカにおいては常にsecond chanceの保証があり，また広く一般大衆が高等教育を安価に受けられる数少ない国である．こうしたアメリカの教育の伝統と理想が国際的経済競争を前に，学力低下の危機意識からくる結果指向的，功利優先主義的解決方法により歪められ，損なわれていく恐れが強まっている．

1988年の8月から10月にかけてFlorida International Universityが実施した世論調査*Florida Poll*では，全回答者1201名の内，現行公立学校を75%が評価している．ここ数年を振り返ってlocal public schools（幼稚園から高校まで）の教育の質については，36%が良くなった，33%が変化なし，16%が悪化したと答えている．教育費に関する増税については14%がはっきり否定的であるが，34%が何らかの増税の必要には理解を示している．公立学校教員の給与については4%が高い，32%妥当，49%が低いと感じている．また，poor，ないしminorityのneighborhood schoolsの教育の質について，他のneighborhood schoolsと比べてbetterと答えたものが6%，同じ35%，39%が劣ると答えている．これらの数字の示すものはschool districtsの格差を認識しつつ，全体として，現行school systemの中で

期待をつなぐ住民感情がうかがえる。

細分化し各々が独自に権限を持つ地方教育委員会方式は広域化する社会活動の中ではマイナスのlocalismであり，非能率的であるとともに，当然生ずる格差も大きく，カリキュラムの編成，指導についても研究，リードするman powerに欠ける。また，教育費の負担についてもlocal tax payersに重く，直接的にのしかかり，それ故限られた母体の上の財政基盤は不安定となり，教育の社会的地位の低下，人材の確保難を促し，教員の質の低下を招く結果ともなっている。School Choiceはpublic schoolを支えるこのような様々な教育環境・条件の抜本的解決に踏み込まずして，それを飛び越えて安易に個々のneighborhood schoolにその努力と責任を求めてはいないだろうか。School ChoiceとAccountabilitiesの更なる進行は，教育における格差を一層助長するが，majorityであるaverage studentsの全体的な底上げにつながっていくよりは，少数エリート集団を全体から遊離させ，弱者を切り捨てながら，かえって教育における二極化，社会の二極化を加速させはしないかとの危惧を禁じえないのである。

参考文献及び引用文献

Newsweek, Of 1991 issues, Jan. 14, 21, April 22, 29, June 10. June 17, July 1. Aug. 19, Dec. 23

Time, Of 1991 issues, Jan. 28, April 15, July 22, March 25, April 1, June 24, July 8, Des. 23

Chicago Tribune, November 15, 1991

『読売新聞』1992年3月8日朝刊

Current; Number 336 issue, Current c/o Helen Dwight Reid Educational Foundation Washington D, C., Oct. 1991

Philip G. Altbach, *America offers many paths toward higher education,* The *Japan Times.* Feb. 22, 1992

——— *Congressional Digest,* Volume 70, Number 12, The Congressional Digest Corporation, Washington, D. C., December 1991

——— *Digest of Education Statistics 1990,* U. S. Department of Education

——— *THE CONDITION OF EDUCATION 1990* Volume 1, U. S. Department of Education

——— *BUDGET DOCUMENT 1990 ; GWINNETT COUNTY, GEORGIA,* Lawrenceville, Georgia

——— *Congress and the Nation ;* Volume VII 1985-1988, Congressional Quarterly Washington, D. C.

——— *1989 FIU/Florida Poll,* Florida International University Press, Miami

——— *The 46th Annual CQ Almanac;* 101st Congress 2nd Session 1990 Congressional Quarterly INC. Washington, D. C.

——— *PUBLIC SCHOOLS USA;* Williamson Publishing, Charlotte Vermont, 1990

——— *A Nation at Risk : The Imperative for Educational Reform,* Superintendent of Documents, U. S. Government Printing Office, April 26, 1983